（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第八条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十四条第一項の表第一項第二号の項中「同条第三項各号」を「同条第二項各号」に改める。

（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百三十条第一項に規定する特例旧特定目的会社に関する政令の一部改正）

第九条　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百三十条第一項に規定する特例旧特定目的会社に関する政令（平成十八年政令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百三十三条第四十項第一号ロ」を「第二百三十三条第三十九項第一号ロ」に改める。

（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令の一部改正）

第十条　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号及び第二項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

附　則

この政令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　平岡　秀夫
財務大臣　安住　淳

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百四十号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項及び第三項、第二十一条第一項第一号、第三十一条第二項並びに第五十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（法第五十四条第一項の政令で定める軽微な変更等）

第二十二条　第十六条の規定は、法第五十四条第一項の政令で定める軽微な変更及び同項の政令で定める変更について準用する。この場合において、第十六条第一項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第三中「対象事業の」とあるのは「事業の」と、「該当する対象事業」とあるのは「該当する事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

附則第二条中「第十三条の」を「第十六条の」に、「第十三条第一項」を「第十六条第一項」に、「別表第三中「対象事業」とあるのは「事業」を「別表第三中「対象事業の」とあるのは「事業の」と、「該当する対象事業」とあるのは「該当する事業」に改める。

別表第一の五の項中

ヌ　発電設備の新設を伴う原子力発電所の変更の工事の事業	

を

ヌ　発電設備の新設を伴う原子力発電所の変更の工事の事業		
ル　出力が一万キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である風力発電所の設置の工事の事業	
		出力が一万キロワット以上で発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業

に改める。

別表第二の十八の項を同表の十九の項とし、同表の十五の項から十七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の十四の項の次に次のように加える。

十五　別表第一の五の項のル又はヲに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が百メートル以上移動しないこと。

別表第三の十八の項を同表の十九の項とし、同表の十五の項から十七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の十四の項の次に次のように加える。

十五　別表第一の五の項のル又はヲに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が百メートル以上移動しないこと。

附　則

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣　野田　佳彦